

# 複式簿記会計への進化

— 17世紀から19世紀までの単式簿記と複式簿記 —

土 方 久

筆者が「ドイツ簿記の16世紀」に想いを馳せて、複式簿記の歴史の裏付けを得ながら、その論理を解明するようになったのは、いつも筆者の脳裏から離れなかった問題、会計制度、会計理論と「複式簿記」の関わりを解明したかったからである<sup>1)</sup>。本来ならば、さらに、17世紀から19世紀までのドイツ簿記を解明してから、この問題に立ち向かわねばならないのかもしれない。しかし、「ドイツ簿記の16世紀」を解明してきたところで、そこまで取組むだけの時間は、筆者にほとんど残されていない。そのようなわけで、筆者がこれまでに模索してきた卑見だけでも披瀝しえたらということで、この問題を整理しておくことにしたい。

まずは、「会計」と「複式簿記」の関わりであるが、Littleton, Ananias Charlesが表現する有名な言葉を想起してもらいたい。「光は初め15世紀に、次いで19世紀に射した。15世紀の商業と貿易の発達に迫られて、人は帳簿記録を『複式簿記』(double-entry bookkeeping)に発展せしめた。時移って19世紀に至るや、当時の商業の飛躍的な前進に迫られて、人は複式簿記を『会計』(accounting)に発展せしめた」<sup>2)</sup>という例の言葉である。複式簿記については、

1) 参照、拙著；『複式簿記の歴史と論理』、森山書店 2005年、1頁以降。

2) Littleton, Ananias Charles; *Accounting Evolution To 1900*, New York 1933, p. 368.  
二重括弧は筆者。

参照、片野一郎訳；『リトルトン会計発達史』、同文館 1952年、498頁。

Littletonは、第I部「複式簿記の進化」(The Evolution of Double-Entry Bookkeeping)と第II部「会計への発展」(Expansion of Bookkeeping into Accountancy)の2部から構成している。

本来、「進化」は、変化して発展することを意味するので、「複式簿記」自体が進化したことは間違いないにしても、大きく変化して発展したということでは、複式簿記から「複式簿記会計」として進化したというべきではなからうか。

世界に現存する最初の印刷本が、Pacioli, Lucaによって出版されたのが15世紀、さらに、「産業革命」がヨーロッパ諸国に波及したのが19世紀、この歴史事実ないし経済背景が意識されてのことであるにちがいない。15世紀以降は経済覇権が移行するに伴い、複式簿記が世界の各国に伝播されて、19世紀以降は産業構造が変化するに伴い、複式簿記と関わりながら、会計へと進化したことによって、会計理論、会計制度が想像ないし創造されてきたからである。商業から工業へと移転していく産業構造の変化、特に製造業、鉄道業などが必要とする固定資産の増大は、「資産評価」の問題を引起こさずにはおかない。そればかりか、企業形態の変化、特に資本集中を容易ならしめる株式会社の急増は、「報告責任」はもちろん、「配当計算」の問題を引起こさずにはおかない。

事実、筆者が知るかぎりでは、近代会計学の父である Schmalenbach, Eugen によって出版される大著『動的貸借対照表論』(„*Dynamische Bilanz*“, Leipzig / Köln und Opladen.) が、そうであるように、ドイツでは、「会計」を意味するのは「貸借対照表論」(Bilanzlehre)。「貸借対照表」の標題を表記する印刷本が出版されるようになるのは、19世紀の末葉、たとえば、1879年に Scheffler, Hermann によって公表される論文「貸借対照表について」(„*Ueber Bilanzen*“, in: *VIERTEL JAHRSSCHRIFT FÜR VOLKSWIRTSCHAFT, POLITIK UND KURTURGESCHICHTE*, Bd.LXII, S.1-49.) を初めとして、1886年に Simon, Herman Veit によって出版される印刷本『株式会社と有限責任会社の貸借対照表』(„*Die Bilanzen der Aktiengesellschaften und der Kommanditgesellschaften auf Aktien*“, Berlin.) からである。

したがって、世界の各国に伝播されて、展開かつ発展された「複式簿記」を包摂して、資産評価、報告責任、配当計算の問題に対応しうる「会計」へと進化したわけである。進化することによって、会計理論、会計制度として展開かつ発展されるようになったわけである。もちろん、進化したからといって、複式簿記が退化してしまったわけではない。したがって、複式簿記を包摂して進化したとするなら、複式簿記から「会計」として進化したというよりも、複式簿記から「複式簿記会計」として進化したというべきであるのかもしれない。

そうであるとしたら、複式簿記から「複式簿記会計」へと進化する、まさに

接点にある問題は「年度決算書」。いつから作成することが規定されたか、どのように作成されたかである。したがって、会計制度、会計理論と「複式簿記」の関わりを整理するとしたら、「年度決算書」と複式簿記の関わり、この問題から解明しなければならない。

そこで、「年度決算書」であるが、世界で最初に法律に規定されたのは、1673年の「フランス商事王令」(Ordonnance de Louis XIV pour le Commerce)によってである<sup>3)</sup>。破産、特に詐欺的な破産の横行に対抗するために、したがって、債権者を保護するために、すべての商人は「商業帳簿」(Livres et Registres)を備付けねばならない。さらに、普通商人(Marchand)に限定して、隔年でしかないにしても、「財産目録」(Inventaire)を作成しなければならない(第III章第8条)。さらに、フランス商事王令を模範に、1807年の「フランス商法」(Code de Commerce)によっても、すべての商人は「商業帳簿」を備付けねばならない。しかし、普通商人に限定するのではなく、隔年でしかないのではなく、すべての商人(Commerçant)は、毎年、「財産目録」を作成しなければならない(第I編、第II章第9条)。したがって、年度決算書としては、財産目録を作成することが規定されたのである。

- 
- 3) 「フランス商事王令」、さらに、「フランス商法」については、Schmalenbachは表現する。「1673年のフランス商事王令の指導的な協力者にして、1675年に出版される印刷本『完全な商人』の著者であるSavaryによって、新しい解釈がもたらされた。王令の破産規定および貸借対照表規定は、当時のフランスの経済政策および財政政策の随伴現象であった非常に多くの詐欺的な破産によって強く影響を受けている。詐欺的な破産は財産の隠匿および財産の持出しを好んで操作したのである。財産目録を法律で強制することによって、このような不正を防止しなけりばならなかった」。さらに、「この規定は、簿記の法規、貸借対照表の著作の発展に重要な意味を持った。この商事王令からは、(1807年の)ナポレオン『商法』(Napoléonische „Code de Commerce“)に継承されて、全世界に普及した。後になって、ヨーロッパの国々では、簿記規定および貸借対照表規定を導入することが必要とされた。この規定を詐欺的な破産に対する武器にしようとしたわけでは決してなかった。このほとんどの国々は、破産を特別の法律で取り扱い、商法では取り扱わなかった。もはや、フランス商事王令の趣旨が認識されることはなく、簿記規定を起草する場合には、ただの模倣より以上の目的を果たすことはなかったので、王令の条文こそが決定的なものになったのである」と。  
Schmalenbach, Eugen; *Dynamische Bilanz*, 11. Aufl., Köln und Opladen 1953, S. 16f. 括弧内は筆者。

フランス商事王令 (1673年)<sup>4)</sup>

## 第III章 大商人、普通商人および銀行家の商業帳簿

第1条 大商人および普通商人は、すべての取引、自己の手形、自己の債権および債務、それに、自己の家事費に使用された金銭を含む帳簿を備付けねばならない。

第2条 両替商および銀行家は日記帳を備付けねばならない。そこには、係争時の証拠力を持つために、自己の取引で、すべての相手を記録しておかねばならない。

第5条 日記帳は、空白の箇所なく、継続して記録して、各区切りでも、その末尾でも締切らねばならない。

第6条 すべての大商人、普通商人、両替商および銀行家は、この条例の公布後6カ月以内に、新たな日記帳およびこれ以外の帳簿を備付けねばならない。

第7条 すべての大商人および普通商人は、自己の受信する書簡を綴じ合わせ、自己の送信する書簡の控えを帳簿に書き込まねばならない。

第8条 これに加えて、普通商人は、同じ期間の6カ月以内に、自己の署名の下、自己の動産および不動産、自己の債権および債務の財産目録を作成して、隔年、これを引き合わせ更新しなければならない。

## 第XI章 支払停止および破産

第11条 支払停止のときに、上に規定されているような頁数および署名を伴う自己の帳簿を備付けていない大商人、普通商人および銀行家は詐欺的な破産者として処理する。

第12条 詐欺破産者は、特別に訴追して、死刑に処す。

フランス商法 (1807年)<sup>5)</sup>

## 第I編 第II章 商業帳簿

第8条 すべての商人は、毎日、自己の債権および債務、自己の手形の振出し、引受けまたは裏書、それに、通常、それがどのようなものであろうとも、受取ったものおよび支払ったものをすべて含む日記帳を備付けねばならない。この日記帳には、家事費に使用された金銭について、毎月、記録したものでなければならない。商業取引に利用されるが、必要不可欠であるとはかぎらない、これ以外の帳簿には、このことは全く関係しない。

自己の受信する書簡は綴じ合わせ、自己の送信する書簡は帳簿に控えねばならない。

4) Barth, Kunoによると、第III章第8条は「貸借対照表規則」、これ以外は「簿記規則」として整理される。

Vgl., Barth, Kuno; *Die Entwicklung des deutschen Bilanzrechts* · · ·, Bd.I, Handelsrechtlich, Stuttgart 1953, S. 278 / 264 ff.

参照、拙著；『近代会計の生成』、西南学院大学学術研究所 1981年、54頁以降。

5) Barthによると、第II章第9条は「貸借対照表規則」、これ以外は「簿記規則」として整理される。

Vgl., Barth, Kuno; *a. a. O.*, S. 278 / 268 ff.

参照、拙著；前掲書、84頁以降。

第9条 すべての商人は、毎年、自己の署名の下、自己の動産および不動産、自己の債権および債務の財産目録を作成して、毎年、このために特別に備付けた帳簿に書き写して記録しなければならない。

第10条 日記帳および財産目録の帳簿は略署名されねばならない。書簡を控える帳簿は、この様式に従う必要はない。すべての帳簿は日付順に備付けて、余白も脱落もあってはならないし、欄外に書き足してはならない。

第12条 正規に備付けられる帳簿は、商事事件に対して、商人の間で証拠とすることが裁判官によって許可できる。

#### 第III編 第1章 支払停止 V. 貸借対照表

第34条 支払停止者は、自己の支払不能を申し立てるに先立って、自己の貸借対照表または、自己の負債と資産の状況表を準備して、これを保持しているときは、代理人がその職務に就いて24時間以内に、これをその代理人に手渡さねばならない。

第35条 貸借対照表は、債務者の動産および不動産をすべて列挙して評価したもの、債権および債務の状況表、利益および損失の一覧表および諸掛り経費の一覧表を含むものでなければならない。この貸借対照表は、債務者によって、真実であることが保証されねばならないし、日付が記録されて、署名されねばならない。

#### 第III編 第4章 破産 II. 詐欺的な破産

第151条 次の者は単純破産者として訴追して、そのような者として宣告する。

詐欺の徴候はないにしても、正規に備付けていない帳簿を提示する者またはすべての帳簿を提示しない者。

第158条 次の者は詐欺的な破産として訴追して、そのような者として宣告する。

帳簿を備付けていない破産者またはその帳簿が自己の資産と負債の実際の状態を表示していない破産者。

これに対して、ドイツで最初に法律に規定されたのは、1794年の「プロシア普通商法」(Preußisches Allgemeines Landrecht) によってである<sup>6)</sup>。商事会

---

6) 「プロシア普通商法」については、ter Vehn, A.は表現する。「プロシア普通国法は、評価規則を規定した最初の法律である。しかし、会社に対して適用されるのであって、個人商人に対しては適用されないで、通常の規則でも強制的規則でもない。しかも、問題のある場合にしか適用されない。第644条の条文に規定するように、評価規則を会社の定款に規定していない場合にのみ、法律の基準が適用されねばならない。そのために、趣意するところは、分配されるべき利益の計算(Berechnung des zu verteilenden Gewinns)について、社員相互の間の紛争を回避することが想定されねばならない。とにかく、立法者の意図するところが、たとえば、過大な利益を分配することに対する債権者の保護であったと想定することは、意味がないのではなかろうか。これを適用するのは、問題になった場合に限定されることが、これに矛盾するからである。これとは反対の場合、会社の定款に特別の評価規則が規定されているような場合には、このように、ただ列挙していることが債権者の完全な保護と看做されるからである」と。

社 (Handlungsgesellschaft) は「商業帳簿」(Handlungsbücher) を備付けねばならない。さらに、毎年、「財産目録」(Inventarium) を作成しなければならないと同時に、商業帳簿から「決算書」(Abschluß) または「計算書」(Rechnung) を作成して、利益または損失を分配しなければならない (第II部、第8章第642条、第I部、第17章の第261条)。この計算書または決算書こそは、毎年、1度は作成しておかねばならない「貸借対照表」(Balance) ではなからうか (第II部、第20章第1468条)。そうであるとしたら、年度決算書としては、財産目録と貸借対照表を作成することが規定されたのである。

しかも、それだけではない。出資者である社員間の紛争を回避するためでしかないにしても、契約に特別の合意がない場合に特別に評価することが、世界で最初に法律に規定されたことは注目しておかねばならない (第II部、第8章第644条から第646条、第I部、第17章第243条)。

#### プロシア普通国法 (1794年)<sup>7)</sup>

##### 第II部 第8章、第7節 商人 IV. 商業帳簿

第566条 商業帳簿が証拠力を持たねばならない場合には、商業帳簿は、商人の技法に基づいて備付けねばならない。

第567条 主要な帳簿と共に、相手方の請求に基づいて、これが関係するこれ以外の帳簿を提示しなければならない。

第569条 商人の間では、これらの帳簿は完全な証拠力を持つ。

第605条 商業帳簿は、そこに紙片を貼り付けられたり、綴じ込まれたり、引き抜かれたりしているとき、そこに訂正によって読み辛くなっている箇所があるときは、証拠力を持つことがない。

##### 第II部 第8章、第7節 商人 VII. 商業会社

第642条 契約に特別の合意がない場合には、年度末に、すべての会社財産についての財産目録を作成して、その後、商業帳簿から決算書を作成して、この決算書に基づいて、利益または損失が分配されることを、すべての社員は請求することができる。

ter Vehn, A.; Die Entwicklung der Bilanzauffassung bis zum AHGB, in: *Zeitschrift für Betriebswirtschaft*, 6.Jg. 1929, S. 337.

7) 第I部第17章第241条から第261条は、第II部第8章第7節、VII.でも、これと同様に規定される。

Barthによると、第II部第8章第7節、VII.の第642条から第646条、第I部第17章第241条から第261条は「貸借対照表規則」、これ以外は「簿記規則」として整理される。

Vgl., Barth, Kuno; *a. a. O.*, S. 279 ff. / 244f.

参照、拙著；前掲書、158頁以降。

第643条 別段の規定がない場合には、毎年の12月末に、この規定を履行しなければならぬ。

第644条 契約に特別の合意がない場合には、財産目録を作成するとき、営業財産になる材料および商品の在庫は、これが取得された価格でのみ計上して、財産目録の作成時に流通する価額がこれより低い場合には、この低い価格で計上する。

第645条 倉庫に保管することによって、その価値が減少する、そのような材料および商品、同様に、使用することによって摩耗する器具については、さらに、相当の減額をしなければならない。

第646条 取立不能である未回収の営業債権はすべて減価しなければならない。しかし、疑わしい営業債権は相当の減額をしなければならない。

#### 第11部 第20章 犯罪および処罰

第1468条 正規の帳簿を全く備付けていない商人または自己の財産の貸借対照表を少なくとも、毎年1度、作成することを怠って、これによって、自己の状態の状況を不明瞭にしておく商人は、突発的な破産の場合に、不注意な破産者として処罰する。

#### 第1部 第17章 契約による組合

第241条 組合の負債、営業に費消される諸掛り経費、組合に提出される資本金および組合財産に対する組合員の共有額を減額した後に残るすべてのものが、会社の利益になる。

第242条 上に規定する項目が組合の財産から填補することができないかぎり、損失である。

第243条 利益および損失を計算する場合に、組合は、営業に利用する工具、器具およびこれ以外の動産について、使用して継続的に生ずる摩耗および価値減少を考慮しなければならない。

第261条 利益および損失についての計算書は、特別の合意がないかぎり、組合の営業が終了した後に締切らねばならない。しかし、組合の営業が多年に亘って継続する場合には、毎年、締切らねばならない。

さらに、1861年の「ドイツ普通商法」(Allgemeines Deutsches Handelsgesetzbuch) によって<sup>8)</sup>、これまた、フランス商事王令を模範に、すべての商人(Kaufmann)は「商業帳簿」(Handlebsbücher)を備付けねばならない。

8) 「ドイツ普通商法」については、Schmalenbachは表現する。「ドイツ普通商法の起草者にとって、特に意見を形成するのに役立ったのは、フランスの立法、特にNapoleon, Bonapartの立法目的、したがって、全世界に対すると同様に、ドイツでも模範となったフランス商法の立法目的であった」。「ドイツでは、フランスに支配された諸国に対して、本質的には、北ドイツ連邦が成立するまでは、フランス商法が存続していた」と。

Schmalenbach, Eugen; *Dynamische Bilanz*, 4. Aufl., Leipzig 1926, S. 352.

したがって、「1857年のニュルンベルクに会同した普通商法の起草者は、(フランス商法の起源である)王令を模範にした。起草者は、貸借対照表がどのような目的を果たさねばならないかについて、何も言及していない。いつ、どのように貸借対照表が作成されねばならないかについて言及することで満足したのである」と。

Schmalenbach, Eugen; *Dynamische Bilanz*, 11. Aufl., Köln und Opladen 1953, S. 17. 括弧内は筆者。

さらに、毎年、「財産目録」(Inventar)を作成しなければならないと同時に、「貸借対照表」(Bilanz)を作成しなければならない(第I編, 第4章第29条)。したがって、年度決算書としては、財産目録と貸借対照表を作成することが規定されたのである。

しかも、それだけではない。ドイツ普通商法を起草するために、1857年に開催される「ニュルンベルク委員会」の議事録から想像するに、債権者を保護することは意識されるが、負債が資産を超過する「債務超過」に陥った場合に、債務超過を弁済するには、資本金に関係なく責任を負う「無限責任」の出資者が債権者を保護するか、資本金を限度としてしか責任を負わない「有限責任」の出資者が債権者を保護するか、混乱するなかで<sup>9)</sup>、貸借対照表の「作成時に付すべき価額」(Wert, welchen ihnen zur Zeit der Aufnahme beizulegen ist)という、まさに曖昧な「無色の表現」<sup>10)</sup>で評価することが規定されたことは注目しておかねばならない(第I編, 第4章第31条)。資産評価の問題、したがって、配当計算の問題として、「取得原価」で評価するか、「時価」で評価するかの評価論争を引起こす発端となったからである。ドイツの会計理論、会計制度にとっては、まさに「受難の道程」<sup>10)</sup>、財産計算を目的に評価するか、損益計算を目的に評価するか、「静態論」と「動態論」の評価論争を引起こす発端となったからである<sup>11)</sup>。

#### ドイツ普通商法 (1861年)<sup>12)</sup>

##### 第I編 第4章 商業帳簿

第28条 すべての商人は、自己の商業活動および自己の財産状態を完全に認識することので

9) Vgl., *Protokolle der Kommission zur Berathung eines allgemeinen deutschen Handelsgesetzbuches*, Hrsg. von Lutz, J., I. Theil, Würzburg 1858, S. 44 f., III. Theil, Würzburg 1858, S. 932 ff., IX. Theil, Würzburg 1861, S. 10 f (Anhang).

参照, 拙著; 前掲書, 179/187/192頁以降。

10) Walb, Ernst; *Zur Dogmengeschichte der Bilanz von 1861-1919*, in: *Festschrift für Eugen Schmalenbach*, Leipzig 1933, S. 4.

11) 参照, 拙著; 『貸借対照表能力論』, 森山書店 1998年, 194頁以降。

12) Barthによると, 第I編第4章第29条から第31条は「貸借対照表規則」, これ以外は「簿記規則」として整理される。

Vgl., Barth, Kuno; *a. a. O.*, S. 281 / 245 ff.

参照, 拙著; 『近代会計の生成』, 西南学院大学学術研究所 1981年, 195頁以降。



きる帳簿を備付けねばならない。

受信された商業書簡は保管しなければならない。送信された商業書簡の謄本（複写物または印刷物）は保存して、日付順に書簡控帳に記入しなければならない。

第29条 すべての商人は、開業時に、自己の土地、自己の債権および債務、自己の金銭の額および、これ以外の財産を精確に記録しなければならないが、その場合に、個々の財産の価額を計上して、財産および債務の関係を表示する決算書を作成しなければならない。すべての商人は、これに引き続いて、毎年、自己の財産の、そのような財産目録およびそのような貸借対照表を作成しなければならない。

この商人が、その営業の性質によって、実際に、毎年、財産目録を作成することのできない在庫の商品を保有する場合には、この在庫の商品の財産目録は、隔年、作成することができる。

商事会社に対しては、会社財産について、これと同様の規定を準用する。

第31条 財産目録および貸借対照表の作成時には、すべての財産および債権は、これに対し作成時に付すべき価額で計上しなければならない。

疑わしい債権は、その真実に近い価額で計上するが、回収不能な債権は減価するものとする。

第32条 商業帳簿を備付ける場合、それ以外の必要な記録をする場合に、商人は、現代用語、そのような文字を使用しなければならない。

帳簿は接続して、このすべての帳簿は、丁から丁に、連続した数字を記録していなければならない。

規則正しく記録されるべき箇所に、間隔を空けてはならない。当初の記録の内容は、削除することによってか、それ以外の方法で読み辛くしてはならないし、消去してもならない。さらに、その性質について、その当初の記録のときになされたものか、それ以後に初めてなされたものか、不確定であるような変更をしてはならない。

したがって、フランス商事王令に「財産目録」を作成することが規定されてから約2世紀、ドイツ普通商法には「財産記録」と「貸借対照表」を作成することが規定されるのだが、問題になるのは、どのように作成されるか、財産目録と貸借対照表と「商業帳簿」の関わり、この問題を解明しなければならない。

しかし、実際に解明しようとして気付くのは、複式簿記の帳簿に関わるとはかぎらないことである。Sombart, Wernerは表現する。「1673年の王令の規定によって、決算財産目録 (Schlussinventur) が複式簿記を補完するものとして要請されるという見解が間違っていることは明白である。これが規定して、実際に精確な価額が決定されることを要求する財産目録は、複式簿記を持ってはいない小売商 (Detailhändler) (普通商人)、したがって、財産目録を作成す

ることによって複式簿記の代用をしなければならない小売商（普通商人）によってのみ作成されたにすぎない。それにしても、複式簿記を持っている会社にあつては、純粋に計算するだけの貸借対照表に留まった<sup>13)</sup>と。

したがって、「複式簿記を持っている会社にあつては、純粋に計算するだけの貸借対照表に留まった」のに対して、「複式簿記を持ってはいない小売商（普通商人）」は、そうではない。財産目録が、「財産目録を作成することによって複式簿記の代用をしなければならない小売商（普通商人）によってのみ作成されたにすぎない」としたら、複式簿記の帳簿に関わるとはかぎらないのである。

事実、17世紀の中葉のフランスだけではなく、ドイツでは、19世紀の中葉でも同様。Schmalenbachは表現する。「単式簿記を使用する商人にあつては、営業損益を計算するのに、特殊な財産一覧表、特殊な評価によって算定している。法律はこのような商人を想定していたのであつて、（ドイツ普通商法が起草される）1857年には、まだ非常に少なかった複式簿記を使用する商人を想定していなかった<sup>14)</sup>と。

したがって、19世紀の中葉のドイツでは、複式簿記に比較して組織的ではないので、非組織的ではあるが、簡単な簿記ないし簡便な簿記を意味する「単式簿記」の帳簿に関わるしかなかったにちがいない。

そこで、「単式簿記」についてである。19世紀の中葉のドイツ簿記から遡源して、Penndorf, Balduinは表現する。「16世紀、17世紀の単式簿記は、ドイツに、現在までに知るかぎりでは、債権（債務者）帳、債務（債権者）帳（Schuldbuch）だけしか認識しえなかった。これに対して、日記帳および仕訳帳は欠如していた。

簿記の教科書には、単式簿記は1701年（1707年の誤植<sup>15)</sup>）に Habelium, Andream

13) Sombart, Werner; *DER MODERNE KAPITALISMUS*・・・, II. Bd., I. HIBd, 7. Aufl., München und Leipzig 1924, S. 116 f. 括弧内は筆者。

14) Schmalenbach, Eugen; *Dynamische Bilanz*, 8. Aufl., II. Teil, Bremen-Horn / Hamburg / Hanover-Döhren 1947, S. 206 f. 括弧内は筆者。

15) Cf., Institute of Chartered Accountants in England and Wales; *Historical Accounting Literature*, London 1975, p. 31.

(印刷本『最新かつ最簡潔の様式の簿記』 („*Des Buchhaltens neueste u. kürzeste Manier* . . .“, Leipzig.)) によって初めて説明される。『簿記には、二様のものがある。単式の勘定 (einfaches Kunde) と複式の勘定 (doppeltes Kunde) が、それである。勘定が1回だけしか記録されない場合に、単式のものと呼称する。すべての勘定が複式に、したがって、2回、元帳に併合して記録される場合には、複式のものと呼称する』<sup>16)</sup>と説明されるのである。

同年 (1718年の誤植)<sup>15)</sup>, Marperger, Paul Jacob (印刷本『簿記方の試金石』 („*Probir-Stein Derer Buch=Halter* . . .“, Leipzig.)) によっても、複式簿記を解説した後に、問題で説明されるどころでは、『簡素な様式 (einfältige Manier), 旧い様式として、このような個々の項目に備付けられる帳簿が対立する』<sup>17)</sup>と説明される<sup>18)</sup>。しかし、「単式簿記について、標題に独立して表記されるのは、ドイツでは1741年。Flügel, Georg Thomasによって出版される印刷本『道標』(精確には、『複式簿記と単式簿記の精髓である重要な簿記学を根本的に学習するための正確かつ誠実な道標』 („*Getreue und aufrichtige Weegweiser zur gründlichen Erlernung der Hochschätzbaren Wissenschaft des Buchhaltens welcher die wahre Fundmenta sowohl des Doppelten als Einfachen Buchhaltens* . . .“, Frankfurt am Main.)) によってである。この標題によると、複式簿記と単式簿記の精髓が明示されるはずである<sup>19)</sup>と。

さらに、Penndorfは、1772年に Magelsen, Hinrichによって出版される印刷本『簿記の基礎の初歩』 („*Die ersten Gründe des Buchhaltens* . . .“, Altona.),

16) Habelium, Andrean; *Des Buchhaltens neueste u. kürzeste Manier* . . . , Leipzig 1707, S. 12.

参照, 拙稿; 「16世紀から18世紀までにドイツに出版される簿記の印刷本の目録」, 『商学論集』, 54巻3号, 2007年12月, 178頁。

17) Marperger, Paul Jacob; *Probir-Stein Derer Buch=Halter* . . . , Leipzig 1718, S. 9.

参照, 拙稿; 前掲誌, 180頁。

18) Penndorf, Balduin; *Geschichte der Buchhaltung in Deutschland*, Leipzig 1913, S. 190. 括弧内は筆者。

すでに、1675年にSavaryによって出版される印刷本に、「単式」と「複式」という表現が見出されることは後述。

19) Penndorf, Balduin; *a. a. O.*, S. 191. 括弧内は筆者。

1799年に Stricker, Johann Heinrichによって出版される印刷本『単式簿記の指導を追加した簿記の簡単な解説』(„*Johann Heinrich Strickers kurze Erklärung des Buchhaltens nebst Anweisung zur gründlichen Erlernung der Einfachen Buchhaltung*“、Elberfeld und Leipzig.)、1804年に Hingstedtによって公表される指針書『簿記の改善のために』(„*für künftige Verbesser des Buchhaltens*“、出版地は不明。)および1836年に Schiebe, Augustによって出版される印刷本『簿記論、理論と実務』(„*Die Lehre der Buchhaltung, theoretisch und practisch dargestellt*“、Grimma.)を列挙するが<sup>20)</sup>、18世紀の末葉のドイツ、特に19世紀からは、「単式簿記」または「複式簿記」を標題に表記する印刷本、「単式簿記」と「複式簿記」を標題に併記する印刷本が急増して出版される。

たとえば、「英国勅許会計士協会」によって編纂される目録『会計資料の歴史目録』によると、ドイツでは、18世紀の前半(1700年から1749年)に出版される印刷本として収録されるのは13冊、内、「単式簿記」と「複式簿記」を標題に併記する印刷本が1冊、「複式簿記」を標題に表記する印刷本が2冊でしかない。さらに、後半(1750年から1799年)に出版される印刷本として収録されるのは36冊、内、「単式簿記」と「複式簿記」を標題に併記する印刷本が2冊、「複式簿記」を標題に表記する印刷本が21冊である<sup>21)</sup>。

これに対して、ドイツでは、19世紀の前半(1800年から1849年)に出版される印刷本として収録されるのは84冊、内、「単式簿記」を標題に表記する印刷本が5冊、「単式簿記」と「複式簿記」を標題に併記する印刷本が17冊、「複式簿記」を標題に表記する印刷本が19冊である。さらに、後半(1850年から1899年)に出版される印刷本として収録されるのは276冊、内、「単式簿記」を標題に表記する印刷本が17冊、「単式簿記」と「複式簿記」を標題に併記する印刷本が35冊、「複式簿記」を標題に表記する印刷本が49冊である<sup>21)</sup>。

したがって、このように急増して出版されるのは、想像するに、「商業帳簿」がドイツの法律に規定されたからであって、19世紀のドイツでも、「簡素な様式、旧い様式として」、実際には、「単式簿記」の帳簿が備付けられたのではな

20) Vgl., Penndorf, Balduin; *a. a. O.*, S. 191.

21) Cf., Institute of Chartered Accountants in England and Wales; *op. cit.*, pp. 16-56.

かるうか。そうであるからこそ、「複式簿記」の帳簿が備付けられるように啓蒙されたのではなからうか。

しかも、それだけではない。「単式簿記」が「債権（債務者）帳，債務（債権者）帳」だけしか認識しえなかった」としたら、不完全な簿記であったかもしれないが、「単式簿記」と「複式簿記」を標題に併記する印刷本が急増して出版されたということは、「複式簿記」に、実際には、Marpergerが表現するように、「簡素な様式，旧い様式として，このような個々の項目に備付けられる帳簿が対立する」からであって，複式簿記に併存する「特定のシステム」を持った簿記と理解されたのではなからうか。

事実，Sombartは表現する。「単式簿記を不完全な簿記と理解するだけでなく，特定の『システム』（bestimtes „System“）を持った簿記とも理解するならば，15世紀の末葉に完成された複式簿記は『単式簿記』に由来するようなことはない<sup>22)</sup>」と。

したがって，筆者は自省するに，複式簿記について説明するだけでなく，単式簿記の歴史の裏付けを得ながら，その論理も説明しておかねばならなかったのかもしれない。しかし，そこまで取組むだけの時間も，筆者に残されてはいない。

そこで，筆者は，わずか3冊でしかないが，筆者の脳裏から離れなかった問題を整理しうる印刷本を選定して，財産目録と貸借対照表は，どのように作成されたか，「単式簿記」の帳簿とは，どのように関わったか，さらに，「複式簿記」の帳簿とは，どのように関わったか，この問題を説明することにする。断片的ではあるが，単式簿記と複式簿記の関わりを説明することによって，「複式簿記会計」として進化したというべき卑見を披瀝しておこうというわけである。

最初に，1冊目であるが，フランス商事王令が注釈される印刷本，1675年に Savary, Jacquesによって出版される印刷本『完全な商人』（„LE PARFAIT NEGOCIANT・・・“，Geneve.）（ドイツ語版（„Der vollkommene Kauff= und Handels=Mann・・・“，Genf.）が出版されるのは1676年）から説明するこ

22) Sombart, Werner; a. a. O., S. 115.

とにする。

さらに、2冊目としては、「単式簿記」の部と「複式簿記」の部に区分すると、単式簿記によっては、「普通商人の財産目録」、複式簿記によっては、「大商人の財産目録」が作成される印刷本、1704年に de la Porte, Matthieuによって出版される印刷本『商人および簿記方の学問』(„*LA SCIENCE DES NEGOCIANS ET TENEURS DE LIVRES*“, Paris.) (第3版(1748年)のドイツ語版 („*Einleitung zur Doppelten Buchhaltung, Erster Theil, Wissenschaft der Kaufleute und Buchhalter*···“, Wien, Prag und Triest.) が出版されるのは1762年)を解明することにする。

最後に、3冊目としては、フランスに出版されるのではなく、1794年の「プロシア一般国法」と1861年の「ドイツ普通商法」が公布される間のドイツに出版されて、Penndorfも列挙したのだが、「単式簿記」の部と「複式簿記」の部に区分すると、単式簿記によって作成される「財産目録」には、「財産目録の検証表」が作成される印刷本、1836年に Schiebeによって出版される印刷本『簿記論、理論と実務』を解明することにする。

そうすることによって、筆者がこれまでに模索してきた問題、会計制度、会計理論と「複式簿記」の関わりを整理して、筆者なりの卑見だけでも披瀝しておくことにしたい。

## 1. 財産目録

— Savary, Jacquesの印刷本『完全な商人』, 1675年 —

財産目録··· (15) 財産目録の貸借対照表··· (19) 単式簿記の帳簿記録··· (27)  
実地棚卸と単式簿記の帳簿縮切··· (32)

最初に、1675年に Savaryによって出版される印刷本『完全な商人』から解明することにする。

まずは、「財産目録」(Inventarium) (原文では, Inventaire) については、

Savaryは表現する。「商人が負債よりも2倍の資産を保有していても、破産してしまい、債権者がこの状況を調査すると、この債権者の元金も利息も支払われうることに気付かされるのも不思議なことではない。この原因はどこにあるだろうか。この状況を認識しうるために、1度も財産目録を作成しなかったことに、その原因はある。このような不幸を経験した商人が財産目録を作成していたら、そのような不幸を免れたであろうことが真実ではなかろうか」<sup>23)</sup>。「したがって、国王陛下 (Louis XIV) は、財産目録が必要であることから、1673年3月の王令に、この1条を組入れることを考慮された。これこそが第III章第8条である」<sup>24)</sup>。「この条文では、二様のことに注意しなければならない。1番目に、すべての商人は、すべての自己の取引を概観するために、さらに、破産時には、少なくとも財産目録を作成した期日から、自己の正当を証明して、債権者に自己の行為を釈明するために、公布後6カ月以内に、自己の動産および不動産について、財産目録を作成しておかねばならないことである。この条文は、秩序、誠実および信頼を保証することを規定している以外の何もものでもない。2番目に、ヨリ多い普通商人に、常時、良き秩序が保持されるために、公布後6カ月以内に、財産目録を作成するだけではなく、隔年、更新しなければならないことである」<sup>25)</sup>と。

したがって、「債権者に自己の行為を釈明するために、公布後6カ月以内に、自己の動産および不動産について、財産目録を作成しておかねばならない」のは、破産時、債権者との係争時に、債権者に釈明しうるようしておくため、「破産自体」が想定されてのことにちがいない。これに対して、「常時、良き秩序が保持されるために、公布後6カ月以内に、財産目録を作成するだけではなく、隔年、更新しなければならない」のは、常時、破産しないようしておくため、「破産防止」が想定されてのことにちがいない。まずは、破産自体が

23) Savary, Jacques; *Der vollkommene Kauff= und Handels=Mann*···, Erstes Buch, Erster Theil, Genf 1676, S. 359.

なお、原本 (フランス語版) の初版は1675年に出版されるが、以後、1676年に出版されたドイツ語版を使用する。

24) Savary, Jacques; *a. a. O.*, S. 358. 括弧内は筆者。

25) Savary, Jacques; *a. a. O.*, S. 358 f.

想定されて、さらに、破産防止が想定されて、Savary自身、「事態の状況を実際に認識するために」(Zustand der Sachen eigentlich zusehen)<sup>24)</sup>と表現するのだが、「債権者(債務)に対する弁済能力」こそを確認するために、財産目録が作成されねばならない。

しかも、それだけではない。Savaryは表現する。「現実売買の商人は、自己の状況を完全に認識しうるために、毎年、すべての自己の財産、自己の債権および債務の財産目録を作成しなければならないことに注意しなければならない。そうすることには、二様の理由がある。1番目は、その年度が利益を得たか、損失を被ったかを認識しうるためである。2番目は、すべての自己の商品を識別しておいて、自己の奉公人および使用人から盗まれていないかを認識しうるためである」<sup>24)</sup>と。

したがって、常時、破産しないようにしておくために、破産防止が想定されると、「期間損益」を計算しておこうというのである。さらに、「財産」を管理しておこうというのである。そうであるとしたら、隔年ではなく、毎年でも財産目録は作成しておかねばならない。Savaryは表現する。「未熟な者が取引を開始する場合には、少なくとも、王令が規定するように、隔年、財産目録を作成することは予め考慮しておかねばならない。それにしても、自己の財産目録を有効に監視して、自己の取引をうまく監視するには、毎年、これを作成するのがより好ましい」<sup>26)</sup>と。

それでは、財産目録は、どのように作成されるであろうか。Savaryが例示するのは、「フランス商事王令の趣意に基づいて、隔年に作成されねばならない財産目録、錦糸織、銀糸織および絹織物の普通商人、羅紗織の商人、これ以外に、自己の商品をエレ単位で売買する商人に雛型として役立つ財産目録の様式」である<sup>27)</sup>。

そこで、Savaryの例示する「財産目録」には、個人事業の場合に、「商品、現金、債権のような、私のすべての資産および負債、それに、すべての動産お

---

26) Savary, Jacques; *a. a. O.*, S. 360.

27) Vgl., Savary, Jacques; *a. a. O.*, S. 370.



よび不動産の全体の財産目録」(General Inventarium alles meines Vermögens / an Wahren / Geld in der Cassa / activ= und passiv=Schulden / und allen liegenden und fahrenden Gütern), 組合事業の場合には、「商品、現金、債権のような、組合員、誰そのすべての資産および負債の財産目録」(Inventarium aller Effecten / so wohl an Wahren / Geld in der Cassa / als activ= und passiv=Schulden)と標記して、資産と負債の明細を上下に記録する<sup>27)</sup>。資産は、商品、債権、現金の順序に記録する。商品は、商品の種類ごとに記録する。債権は、債務者ごとに記録する。現金は、金庫の中にある現金を記録する。これに対して、負債は債務、債権者ごとに記録する。したがって、財産目録は、資産と負債の明細を上下に記録する、まさに「資産と負債の明細表」である。

もちろん、財産目録を作成するということでは、「実地棚卸」によって記録するしかない。実地棚卸は、「評量」して「評価」することを意味するとしたら、「実際在高」を評量して、「実際価額」を評価しなければならない。実地棚卸については、Savaryは表現する。

1. 商品について。「商品の価格を記録するが、それ自体に相当するよりも高価には記録しないことである。どこか意識のなかでのみ富裕であるにすぎないからである。したがって、後になって、商品が売上げられる場合、年度に再び作成される財産目録に、この利益を配賦するように商品を見積もらねばならない。しかし、正当に見積もるために、まずは、商品が最近に仕入れられたか、すでに長期間、店舗または倉庫に保管されていたかを考慮しなければならない。商品が最近に仕入れられたもので、製造業、卸売商のところで、その価格が下落していないなら、その価格には仕入価格 (Preis des Einkaufs) を記録しなければならない。

流行遅れになったので、商品の価値が減少して、価格が下落している商品にあって、製造業、卸売商のところでは、5%だけ価値が減少していると推測するなら、この価格も引下げるべきである。

商品が古い意匠になったことから、棚晒しになって、売上げられることもないのなら、この商品の価格は相当の減額をしなければならない。そうするには、

二様の理由がある。1番目に、商人は自己の財産目録を作成する時期に、その状況を十分に考慮して、仕入れたときの価格か、全く損失を被って引渡す価格にまで、自己の商品を引下げることと決意するからである<sup>28)</sup>。「2番目に、自己の商品を財産目録で引下げても、この商品とその価格で引渡さねばならないことは意味しないからである。商人はこの商品をヨリ高価にも売上げうる。翌年度に利益を得ることもありうる<sup>29)</sup>と。

したがって、商品を「取得原価」で評価するのは、慎重であろうとして、「未実現利益」の処分ないし配当を阻止するためであろうが、実地棚卸によって、商品を評量しては、Savary自身、表現してはいないが、場合によっては、「棚卸減耗損」だけ減価して記録されるのかもしれない。商品を評価しては、「商品評価（低価）損」、「品質低下損」だけ減価して記録される。

**2. 債権**について。「自己の債権を記録しなければならない。商人は自己を欺かないために、これを見積もって、三様の部類に区分しなければならない。1番目の部類は、請求しても、全く確実な債権である。2番目の部類は、疑わしい債権、3番目の部類は、喪失されたと見積もられる債権である。商人が瞬時にこの金額を認識しうるためには、部類、部類の債権を合計しておかねばならない<sup>29)</sup>と。

したがって、実地棚卸によって、債権を評量しては、債務者の証文を1枚、1枚、確認し直さねばならないのかもしれない。しかし、実際には、債権（債務者）帳に記録して、「帳簿在高」を評量するので、「帳簿棚卸」によって評量することになる。債権を評価しては、「確実な債権」、「疑わしい債権」および「不良の債権」に区分して記録される。Savary自身、表現してはいないが、場合によっては、「貸倒見込損」だけ減価して記録されるのかもしれない。

**3. 現金**について。「金庫の中にある現金が記録されるべきである<sup>29)</sup>と。

したがって、実地棚卸によって、現金を評量しては、「現金過不足」だけ増減して、金庫の中にある現金が記録される。現金を評価しては、Savary自身、

---

28) Savary, Jacques; *a. a. O.*, S. 364f.

29) Savary, Jacques; *a. a. O.*, S. 365.

表現してはいないが、場合によっては、保有する外貨の種類ごとに換算されることもあるので、「為替差益」または「為替差損」だけ増減して記録されるのかもしれない。

4. 債務について。「債務を財産目録に記録しなければならない。1番目の部類は、裁判所によるか、知人の請求によって返済される、自己に預入れられた貨幣である。2番目の部類は、商人ではないが、自己の現金を利息を付して貸付けている者に、証書ならびに債券によって借入れている貨幣である」。「3番目の部類は、関係する商人に対する証書および債券、自己の帳簿の口座によって借入れている金額を記録しなければならない」<sup>29)</sup>。「商人が自己の財産目録を作成する期日までに、自己の使用人や奉公人に対して債務になっている金額を記録することに注意すべきである」<sup>29)</sup>と。

したがって、実地棚卸によって、債務を評量しては、債権と同様に、債権者の証文も1枚、1枚、確認し直さねばならないのかもしれない。しかし、実際には、債務（債権者）帳に記録して、「帳簿在高」を評量するので、「帳簿棚卸」によって評量することになる。債務を評価することはない。帳簿棚卸によって、債務の種類ごとに、預り金、債券および証書、掛買いの卸売商および製造業（買掛金）、奉公人および家政婦（未払給金）に区分して記録されるだけである。

それでは、常時、破産しないようにしておくために、破産防止が想定されると、Savary自身、表現するように、「毎年、すべての自己の財産、自己の債権および債務の財産目録を作成しなければならない」のが、「その年度が利益を得たか、損失を被ったかを認識しうるためである」としたら、期間損益は、どのように計算されるであろうか。Savaryは表現する。「最後に、取引を開始した時期からか、財産目録を保持している場合には、最終の財産目録を作成してから、利益を得ているか、損失を被っているかを認識するために、商人は貸借対照表を作成して、最終の項目が記録される紙片を開設しなければならない。この紙片には、債権者（貸方）(Credit)と債務者（借方）(Debit)を記録して、両面の中央に、『財産目録の貸借対照表』(Billantz des INVENTARII)（原本では、BALLANCE DV PRESENT INVENTAIRE）と標記しなければならな

い。借方（支払うべし＝私に借りている）(Soll) の面には、財産目録に記録される商品、私または（組合事業の場合には）われわれに支払いを負う債権、金庫の中にある現金を記録する。貸方（持つべし＝私に貸している）(soll haben) の面には、財産目録に記録される、私または（組合事業の場合には）われわれが支払いを負う債務を記録して、私の資本金、組合事業の場合には、われわれの定款に基づく資本金を記録する。それから、利益または損失があるなら、これを記録する<sup>30)</sup>と。

そこで、Savaryの例示する「財産目録の貸借対照表」には、そのように標記して、財産目録に記録される資産と負債を要約して左右に記録する<sup>31)</sup>。財産目録の貸借対照表の左側、借方の面には、財産目録に記録される商品、債権および現金の合計である資産が要約して記録される。これに対して、右側、貸方の面には、財産目録に記録される債務の合計である負債が要約して記録される。したがって、財産目録の貸借対照表は、資産と負債の要約を左右に記録する、まさに「財産目録の要約表」である。

しかも、財産目録の貸借対照表の右側、貸方の面には、さらに、資本金を追加、記録して、「残余」(Soldo)、したがって、「(純)利益」(Gewinn)と記録して、「期間利益」を計算する<sup>32)</sup>。それだけではない。左側、借方の面には、商品、債権および現金の合計に、さらに、動産および不動産を追加、記録して、この「私の全資産の合計」(Summa meiner Effecten)から負債を控除することによって、「残存するのは、私の財産」(bleibt an meinem Vermögen)と記録して、「個人の財産」を計算する<sup>33)</sup>。図1を参照。

---

30) Savary, Jacques; *a. a. O.*, S. 366. 二重括弧および括弧内は筆者。

財産目録の貸借対照表の左側に「債務者」ないし「借方」、右側に「債権者」ないし「貸方」の表現が使用されることについては、Savary自身、全く解説していないので、すでに、このような表現を使用するほどに、「複式簿記」が普及していたからとでも想像するしかない。

31) Vgl., Savary, Jacques; *a. a. O.*, S. 384 f.

32) Vgl., Savary, Jacques; *a. a. O.*, S. 385. 括弧内筆者。

33) Vgl., Savary, Jacques; *a. a. O.*, S. 384.

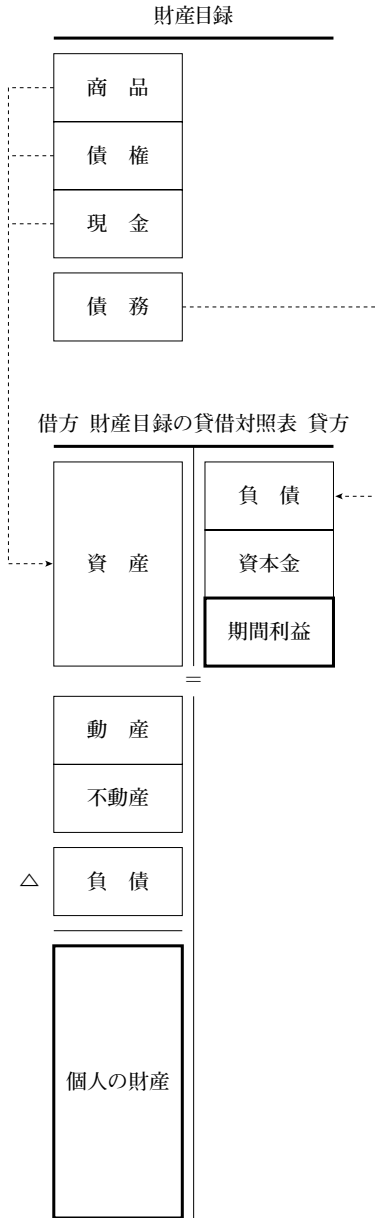


図 1

まずは、Savaryの例示する「財産目録の貸借対照表」には、左側、借方の面に、資産（商品＋債権＋現金）、右側、貸方の面には、負債（債務）を記録して、さらに、資本金を追加、記録して、「期間利益」が計算される。

本来、期間利益は「投下資本の回収余剰」として計算されるはずである。そうであるとしたら、まずは、財産目録の貸借対照表の左側、借方の面に記録される資産（商品＋債権＋現金）から、右側、貸方の面に記録される負債（債務）を控除して、「正味財産」が計算される。正味財産は、左側、借方の面の差額ではあるのだが、財産目録の貸借対照表には、右側、貸方の面に計算して記録されるしかない。資本変動の結果としての「期末資本」を意味する。期末資本から投下資本である資本金を控除して、「投下資本の回収余剰」を計算するには、財産目録の貸借対照表の左側、借方の面の差額である正味財産に「資本金」を投射することによって計算しなければならない。正味財産に「資本金」を投射することによって、正味財産に余剰があるとしたら、投下資本は維持されて、維持「余剰」については、財産目録の貸借対照表の右側、貸方の面に、資本変動の結果としての「資本余剰」が計算される。「期間利益」が計算されるのである。図2を参照。

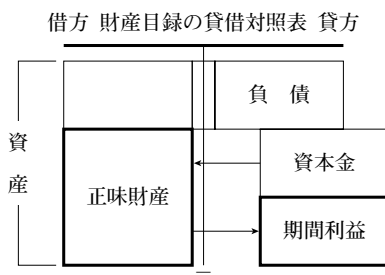


図2

これに対して、期間損失は「投下資本の回収不足」として計算されるはずである。正味財産に「資本金」を投射することによって、正味財産に不足があるとしたら、投下資本が維持されることはないので、「投下資本の回収不足」を

計算することになる。維持「不足」については、財産目録の貸借対照表の左側、借方の面に、資本変動の結果としての「資本不足」が計算される。「期間損失」が計算されるのである。

もちろん、複式簿記によって開設される「損益勘定」(Gewinn- und Verlustkonto)に計算される「期間利益」は、投下資本の回収余剰ではあるが、資本変動の原因としての「費用に対する収益余剰」である<sup>34)</sup>。これに対して、「損益勘定」に計算される「期間損失」は、投下資本の回収不足ではあるが、資本変動の原因としての「費用に対する収益不足」である<sup>34)</sup>。「損益勘定」に計算される期間利益または期間損失は、元入資本に追加資本および資本引出を記録する資本金勘定に振替えられる。複式簿記によって開設される「資本金勘定」に計算される資本金残高(元入資本+追加資本-資本引出土期間損益)は、資本変動の原因としての「期末資本」を意味する。さらに、複式簿記によって開設される「残高勘定」(Bilanzkonto)に計算される正味財産は、資本変動の結果としての「期末資本」を意味する。資本金残高が残高勘定に振替えらることによっては、資本変動の原因としての「期末資本」が、資本変動の結果としての「期末資本」によって保全されるのである<sup>35)</sup>。

したがって、「財産目録の貸借対照表」は、複式簿記によって開設される「残高勘定」とは相違する。残高勘定には、期間損益が計算されることはない。期間損益が計算されるのは「損益勘定」である。財産目録の貸借対照表に計算される正味財産も、資本変動の結果としての期末資本は意味する。しかし、「財産目録の貸借対照表」には、この期末資本から投下資本である資本金を控除して、資本の回収余剰を計算するのに、財産目録の貸借対照表の左側、借方の面の差額である正味財産に「資本金」を投射することによって、資本変動の結果としての資本余剰が計算される。「期間利益」が計算されるのである。これに対して、投下資本の回収不足を計算するのに、借方の面の差額である正味

34) 参照、拙稿；「簿記の構造・覚え書」、『商学論集』(西南学院大学)、47巻2号、2000年10月、39頁。

35) 参照、拙稿；「ドイツにおけるイタリア簿記の再生」、『商学論集』(西南学院大学)、54巻2号、2007年9月、104頁以降。

財産に「資本金」を投射することによって、資本変動の結果としての資本不足が計算される。「期間損失」が計算されるのである。

しかも、それだけではない。Savaryの例示する「財産目録の貸借対照表」には、左側、借方の面に、私の全資産（商品＋債権＋現金＋動産＋不動産）から負債（債務）を控除して、私の財産、したがって、「個人の財産」が計算される。

そこで、Savaryは表現する。「貸借対照表を作成したところで、王令を満たすためには、すべての動産、それを保有するなら、宝石および銀器、それから、不動産を記録して、その価額も記録しなければならない。（個人の）財産がどれくらいになるかを認識するために、その合計を記録すると、その下欄に、債務を記録して、その合計から控除しなければならない。そのようにして、残存するものが、本来、（個人の）財産である」<sup>36)</sup>と。

さらに、Savaryは表現する。「王令の第III章第8条に、すべての動産および不動産の財産目録を作成しなければならないことが規定される。したがって、取引をするだけの者、組合員でない者は、自己の財産目録に動産および不動産を考慮しておかねばならない。2人以上の組合員の財産目録に動産および不動産を考慮していないことには注意すべきである。この組合員の組合事業は商品のみに関係するのであって、相互に共同で保有しない動産および不動産には関係しないからである。そのためにこそ、財産目録には記録されないものであって、動産および不動産を財産目録に考慮する必要はないのである。しかし、王令を満たすためには、1人、1人が、特に自己の動産および不動産の財産目録を作成しなければならないことを支持する。そうすることによって、破産時、債権者との係争時に、自己の行為を債権者に釈明して、王令の公布後6カ月以内に作成しなければならない財産目録の期日には、自己の財産が供覧されるのである。そうするのは、組合事業について、動産および不動産が自己の債権者に対して連帯責任で結び付いているからである」<sup>37)</sup>と。

36) Savary, Jacques; *a. a. O.*, S. 367. 括弧内は筆者。

37) Savary, Jacques; *a. a. O.*, S. 370 f.



もちろん、「個人の財産」を計算するのは、破産防止が想定されてのことではない。破産時、債権者との係争時に、債権者に釈明するようにしておくために、「破産自体」が想定されてのことである。負債が資産を超過する「債務超過」に陥った場合に、「債務超過に対する弁済能力」を確保しようとしたことである。

しかし、不可解であるのは、動産および不動産が、個人事業では財産目録に記録されるが、組合事業では財産目録に記録されないということである。想像するに、個人事業では、「取引をするだけの者、組合員でない者」は、「出資者」であるかどうかはともかく、「経営責任者」であるので、個人事業の、この経営責任者は動産および不動産に関係するのかもしれない。したがって、財産目録に記録されねばならない。これに対して、組合事業では、組合員は「出資者」でしかないので、「組合員の組合事業は商品のみに関係するのであって、相互に共同で保有しない動産および不動産には関係しない」のかもしれない。したがって、財産目録には記録されずに、財産目録の貸借対照表にも記録されることがないのかもしれない。

ところが、個人事業でも、組合事業でも、債務超過を弁済するには、資本金に関係なく責任を負う「無限責任」の出資者が債権者を保護するはずである。資本金を限度としてしか責任を負わない「有限責任」の出資者が債権者を保護するはずはない。したがって、「破産自体」が想定されると、債務超過に陥った場合に、「債務超過に対する弁済能力」として、「個人の財産」を確保しておかねばならないのである。したがって、Savary自身、表現するように、「組合事業について、動産および不動産が自己の債権者に対して連帯責任で結び付いているから」、「特に自己の動産および不動産の財産目録を作成しなければならない」のではなからうか。

しかし、個人事業でも、組合事業でも、動産および不動産が財産目録に記録されて、財産目録の貸借対照表にも記録されるとなると、「債務超過に対する弁済能力」を確保しようとした「個人の財産」が計算されることはない。したがって、あくまでSavaryの趣意を汲み取ろうとするなら、財産目録には記録されるにしても、財産目録の貸借対照表には、動産および不動産が出資資本

として、資本金に組込まれてならないのではなからうか。資本金に組込まれて、動産および不動産が記録されてしまうと、個人の財産が計算されるはずもなく、「事業の財産」、「正味財産」が計算されることになるからである。

このように、財産目録は、「債権者（債務）に対する弁済能力」を確認するために作成されるのに併行して、財産目録の貸借対照表は、まずは、「期間損益」を計算するために、さらに、「個人の財産」を計算して、負債が資産を超過する「債務超過」に陥った場合に、「債務超過に対する弁済能力」を確保するために作成される。「財産目録」が実地棚卸によって作成されると、この財産目録を要約して、「財産目録の貸借対照表」が作成されねばならないのである。そうであるとしたら、想像するに、「財産目録」と「財産目録の貸借対照表」は1対のものであるにちがいない。したがって、両者が1対になってこそ、フランス商事王令に規定される「財産目録」であるにちがいない。

ところで、常時、破産しないようにしておくために、破産防止が想定されると、Savary自身、表現するように、「毎年、すべての自己の財産、自己の債権および債務の財産目録を作成しなければならない」のが、「すべての自己の商品を識別しておいて、自己の奉公人および使用人から盗まれていないかを認識しうるためである」としたら、財産は、どのように管理されるであろうか。Savaryは表現する。「財産目録に記録する商品が価値減少するために、『商品在高帳』（Factura=Buch）が備付けられねばならない。記録される項目が無いとしたら、商品がいくらか盗まれているか、紛失しているかの証である」<sup>38)</sup>。さらに、「『現金出納帳』（Cassa=Buch）には、その年度に損害を被らなかつたことを検分するために、この現金出納帳の残高が計算されねばならない。これを検証するために、金庫の中にある現金を確認し直さねばならない」<sup>39)</sup>と。

したがって、商品にしても、現金にしても、帳簿に記録しておかれるなら、実地棚卸によって財産目録が作成されるのに、「帳簿在高」と照合して、「実際

---

38) Savary, Jacques; *a. a. O.*, S. 302. 二重括弧は筆者。

39) Savary, Jacques; *a. a. O.*, S. 362. 二重括弧は筆者。

在高」を評量することによって、さらに、「帳簿価額」と照合して、「実際価額」を評価することによって、財産は管理されるはずである。したがって、債権と債務を記録する帳簿だけではなく、商品と現金を記録する帳簿も備付けておかねばならない。

そこで、フランス商事王令、第III章「大商人、普通商人および銀行家の商業帳簿」に規定される「商業帳簿」についてである。もちろん、債権者または出資者との係争時に、「証拠書類」として提出される帳簿である。すでに、Sombartが表現したように、「複式簿記を持ってはいない小売商（普通商人）」<sup>43)</sup>と「複式簿記を持っている会社（組合事業）」<sup>43)</sup>であったとするなら、第III章「大商人」「および銀行家の商業帳簿」としては、「複式簿記」の帳簿が備付けられるのではなからうか。

しかし、第III章「普通商人」「の商業帳簿」としては、そうではない。「錦糸織、銀糸織、絹織物の現実売買の取引をするのに備付けねばならない帳簿」<sup>40)</sup>と表現して、Savaryが解説する帳簿であるが、まずは、暦順的に、特に叙述的に、文章で記録するだけの「日記帳」(Journal)が備付けられる。「借方」と「貸方」に分解して記録されることはないので、「仕訳帳」ではなく、あくまで「日記帳」でしかない。「仕入先帳」(Kauffbuch)、「売上先帳」(Verkauffbuch)、「現金支払帳」(Buch des bezahlten Gelds)、「現金売上帳」(Verkauff=Buch umb baar Gelds) (現金受取帳)が、それである<sup>41)</sup>。さらに、「日記帳の抄録」(Journals=Extrakt)が備付けられる。日記帳に、「借方」と「貸方」に分解して記録されることはないので、転記されることもないが、「帳簿の見開きの左側の面に、借方(Soll) (支払うべし=私に借りている)、右側の面には、貸方(soll haben) (持つべし=私に貸している)と標記する「日記帳の抄録」が備付けられる。「仕入先帳の抄録」(Extrakt des Kauffbuches)、「売上先帳の抄

40) Savary, Jacques; *a. a. O.*, S. 293.

41) Vgl., Savary, Jacques; *a. a. O.*, S. 293 f.

「現金売上帳」には、商品の売上からの現金の「受取り」を記録するだけではなく、これ以外からの現金の「受取り」も記録して、抄録である「現金出納帳」に移記されるはずであるので、現金売上帳は「現金受取帳」であるのかもしれない。

録」(Extrakt des Verkauffbuches), 「商品在高帳」, 「現金出納帳」が、それである<sup>42)</sup>。これ以外に, 「補助抄録」(Vnter=Extrakt)としては, 「債務小帳」(Schuldbüchlein)が備付けられる<sup>43)</sup>。Savaryが例示するところでは, 債務(債権者)が支払期日ごとに整理して記録される。

ところが, Savaryの例示する「日記帳」としては, 改めて以下のような帳簿が備付けられる。

1. 仕入先・現金支払帳 (Kauff= und Zahlungs=Buch)<sup>44)</sup>には, 日記帳である仕入先帳と現金支払帳を統合して, 商品を仕入れると, 仕入先と, 商品の種類ごとに, 品番, 目方ないし寸法と単価を暦順的に, 特に叙述的に, 文章で記録する。「仕入先」は債権者として記録する。現金を支払って, 仕入先に返済すると, その旨を記録する。現金を借入れても同様。借入先と, 支払期限, 支払方法を暦順的に, 特に叙述的に, 文章で記録する。「借入先」は債権者として記録する。現金を支払って, 借入先に返済すると, その旨を記録する。

2. 売上先・現金受取帳 (Verkauff= und Zahlungs=Buch)<sup>45)</sup>には, 日記帳である売上先帳と現金売上帳(現金受取帳)を統合して, 商品を売上げると, 売上先と, 商品の種類ごとに, 品番, 目方ないし寸法と単価を暦順的に, 特に叙述的に文章で記録する。「売上先」は債務者として記録する。現金を受取って, 売上先が返済すると, その旨を記録する。現金を貸付けても同様。貸付先

42) Vgl., Savary, Jacques; *a. a. O.*, S. 294 f.

43) Vgl., Savary, Jacques; *a. a. O.*, S. 296 ff.

参照, 岸悦三著: 『会計生成史—フランス商事王令会計規定研究—』, 同文館 1975年, 234頁以降。

44) Vgl., Savary, Jacques; *a. a. O.*, S. 306 ff. / 328 ff.

参照, 岸悦三著; 前掲書, 240頁以降 / 252頁以降。

しかし, Savaryの例示するところでは, 現金を借入れると, 現金の「受取り」が記録されることはない。「売上先・現金受取帳」に記録しておかねばならないのではなからうか。

45) Vgl., Savary, Jacques; *a. a. O.*, S. 311 ff. / 331 ff.

参照, 岸悦三著; 前掲書, 243頁以降 / 254頁以降。

しかし, Savaryの例示するところでは, 現金を貸付けると, 現金の「支払い」が記録されることはない。「仕入先・現金支払帳」に記録しておかねばならないのではなからうか。

と、支払期限、支払方法を曆順的に、特に叙述的に、文章で記録する。「貸付先」は債務者として記録する。現金を受取って、貸付先が返済すると、その旨を記録する。

さらに、Savaryの例示する「日記帳の抄録」としては、改めて以下のような帳簿が備付けられる。

1. **仕入先帳**<sup>46)</sup>には、Savary自身、例示してはいないが、想像するに、仕入先・現金支払帳に記録される「仕入高」を抜き出して記録されるのではなかろうか（商品の仕入）。

2. **売上先帳**<sup>46)</sup>には、Savary自身、これまた、例示してはいないが、想像するに、売上先・現金受取帳に記録される「売上高」を抜き出して記録されるのではなかろうか（商品の売上）。

3. **商品在高帳**<sup>47)</sup>には、商品の種類ごとに、帳簿の見開きの左側の面に、「仕入高」、右側の面には、「売上高」を記録して、企業の決算時、「決算日」に、残高があるとしたら、右側の面には、「商品残高」を記録する。しかし、目方および寸法が記録されるだけで、価額が記録されることはない。

4. **現金出納帳**<sup>48)</sup>には、売上先・現金受取帳に記録される現金の「受取り」と、仕入先・現金支払帳に記録される現金の「支払い」を抜き出して記録される。帳簿の見開きの左側の面に、「現金は借方（支払うべし＝私に借りている）」と標記して、現金の受取りを記録する（現金の収入）。右側の面には、「現金は貸方（持つべし＝私に貸している）」と標記して、現金の支払いを記録する（現金の支出）。企業の決算時、「決算日」に、残高があるとしたら、右側の面には、「現金残高」を記録して、新しい現金出納帳の左側の面に繰越される。

5. **債権帳と債務帳** (Schuld=Buch)<sup>49)</sup>には、売上先・現金受取帳と仕入先・

46) Vgl., Savary, Jacques; *a. a. O.*, S. 294.

47) Vgl., Savary, Jacques; *a. a. O.*, S. 300 f.  
参照、岸悦三著；前掲書，240頁以降。

48) Vgl., Savary, Jacques; *a. a. O.*, S. 316 f.  
参照、岸悦三著；前掲書，246頁。

49) Vgl., Savary, Jacques; *a. a. O.*, S. 320 ff.  
参照、岸悦三著；前掲書，248頁以降。

現金支払帳に記録される商品の「売上先」と「仕入先」、さらに、現金の「貸付先」と「借入先」を抜き出して記録される。帳簿の見開きの左側の面に、債務者ごとに、「誰それは借方（支払うべし＝私に借りている）」と標記して、掛けで売上げるか、現金を貸付けると、債務者を記録する（債権の発生）。債務者が返済すると、右側の面には、「誰それは貸方（持つべし＝私に貸している）」と標記して、債務者を記録する（債権の消滅）。これとは反対に、帳簿の見開きの右側の面には、債権者ごとに、「誰それは貸方（持つべし＝私に貸している）」と標記して、掛けで仕入れるか、現金を借入れると、債権者を記録する（債務の発生）。債権者に返済すると、左側の面には、「誰それは借方（支払うべし＝私に借りている）」と標記して、債権者を記録する（債権の消滅）。しかし、残高があるとしても、企業の決算時、「決算日」に、債務者ごとの「債権残高」、債権者ごとの「債務残高」が計算されることはない。

このように、「日記帳の抄録」は、帳簿の見開きの左側の面は「借方」、右側の面は「貸方」と標記して、「現金出納帳」に現金の収入と支出、「債権帳と債務帳」には、債権の発生と消滅、債務の発生と消滅が記録されるので、仕訳帳から転記されないまでも、「元帳」ではある。したがって、Savary自身、「複式簿記」の帳簿を意識していたであろうことは想像するに難くない。

しかし、「日記帳」から日記帳の抄録に移記されるにしても、「借方」と「貸方」に分解して記録される「仕訳帳」が備付けられるわけではない。「日記帳の抄録」として、元帳は備付けられるにしても、断片的でしかなく、反対記録によって、組織的に相互に連携するわけでもない。複式簿記によって開設される現金勘定と同様に、「現金出納帳」が備付けられるにしても、複式簿記によって開設される債権勘定と債務勘定と同様に、「債権帳と債務帳」が備付けられるにしても、この「抄録」の元帳と相互に連携しては、「商品勘定」と同様の帳簿も、損失（費用）勘定および利益（収益）勘定、はては「損益勘定」と「資本金勘定」と同様の帳簿も、備付けられることはないのである。

したがって、複式簿記の帳簿には、ほど遠い帳簿でしかない。Savary自身、「複式でも単式でもない、混合する帳簿の様式」（Manier vermischter Bücher /

welche weder doppelte noch einfach seynd)』<sup>50)</sup>と表現して、「混合する帳簿の様式」を模索したようではあるが、複式簿記の帳簿にすら到達してはいない。複式簿記に比較して組織的ではないので、非組織的ではあるが、単純な簿記ないし簡単な簿記を意味する「単式簿記」の帳簿の域に留まると想像するしかない。

事実、ter Vehn, A.は表現する。「資本金勘定と利益勘定も、商品勘定も、欠如しているので、『単式簿記』が問題になっているにすぎない。そのために、推奨する損害の管理（財産の管理）は、現金出納帳を検査することに限定されねばならない。Savary自身は、彼が最初に『複式でも単式でもない、混合する帳簿の様式』と表現していることでは、単式簿記の基型に、この第二の様式を明確に意識してはいる。Savaryによっては、この様式について、複式簿記が説明されることはない。その存在について、『技法を完全なものにするには、さらに、現金に対して反対記録するとか、すべての商品と利益（収益）または損失（費用）に対する勘定を開設するとか、何かがある』<sup>50)</sup>。『しかし、そうすることは、ここに解説している、そのような帳簿を備付ける習慣のない現実売買の商人、特に少量の営業しかしない商人にとって少なからず煩雑である』<sup>50)</sup>と注釈している。Savaryは、後段は第I編の2部、卸売商を解説するところで、この問題に立ち返ることを約束しているが、そのようなことはしていない。これ以外に、Savaryが自分の知識を駆使したものと考慮するなら、Savaryは複式簿記の技法に熟達していなかったと想定してもよい。Savary自身の実務の経験は、当時のフランスに主要な職業であった織物商に限定されるようである』<sup>51)</sup>と。

もちろん、「単式簿記の基型」としては、すでに、Penndorfが表現したように、「16世紀、17世紀の単式簿記は、ドイツに、現在までに知るかぎりでは、債権（債務者）帳、債務（債権者）帳だけしか認識しえなかった」<sup>19)</sup>のかもしれない。「これに対して、日記帳および仕訳帳は欠如していた」<sup>19)</sup>のかもしれない。しかし、Savaryの例示する帳簿は、そうではない。第III章「普通商人」

50) Savary, Jacques; *a. a. O.*, S. 319. 括弧内筆者。

51) ter Vehn, A.; *a. a. O.*, S. 246 f. 二重括弧および括弧内は筆者。

「の商業帳簿」としては、単式簿記の帳簿が備付けられるにしても、まずは、「日記帳」が備付けられる。仕入先・支払帳、売上先・受取帳が備付けられるのである。さらに、元帳としての「日記帳の抄録」が備付けられる。仕入先帳、売上先帳、商品在高帳、現金出納帳、債権帳と債務帳が備付けられるのである。

ところが、フランス商事王令に規定される「商業帳簿」は、債権者または出資者との係争時に、「証拠書類」として提出される帳簿である。「財産目録」と「財産目録の貸借対照表」を作成するために備付けられるのではない。「財産目録の貸借対照表」は財産目録を要約して作成されるが、「財産目録」を作成するということでは、「実地棚卸」によって記録するしかない。実地棚卸は、「評量」して「評価」することを意味するとしたら、「実際在高」を評量して、「実際価額」を評価しなければならないからである。

しかし、債権について、実際には、債権帳に記録して、「帳簿在高」を評量するので、「帳簿棚卸」によって評量することになる。債権を評価しては、「確実な債権」、「疑わしい債権」および「不良の債権」に区分して記録されるが、財産目録には、帳簿在高、帳簿価額を記録することになる。債務についても同様。実際には、債務帳に記録して、「帳簿在高」を評量するので、「帳簿棚卸」によって評量することになる。債務を評価することはないので、財産目録には、帳簿在高、帳簿価額を記録することになる。そのかぎりでは、「単式簿記」の帳簿とは、どのように関わったかとなると、帳簿締切後に、直接に関わるのではなからうか。

これに対して、商品にしても、現金にしても、帳簿に記録しておかれるなら、実地棚卸によって財産目録が作成されるのに、「帳簿在高」と照合して、「実際在高」を評量するので、さらに、「帳簿価額」と照合して、「実際価額」を評価するので、財産目録には、実際在高、実際価額を記録することになる。そのかぎりでは、「単式簿記」の帳簿とは、どのように関わったかとなると、帳簿締切後に、間接に関わるしかないのではなからうか。照合して、実際在高、実際価額が財産目録に記録されるとなると、単式簿記の帳簿には、帳簿在高、帳簿価額が記録されていないからではないので、「帳簿締切後」の実地棚卸ということになるからである。図3を参照。



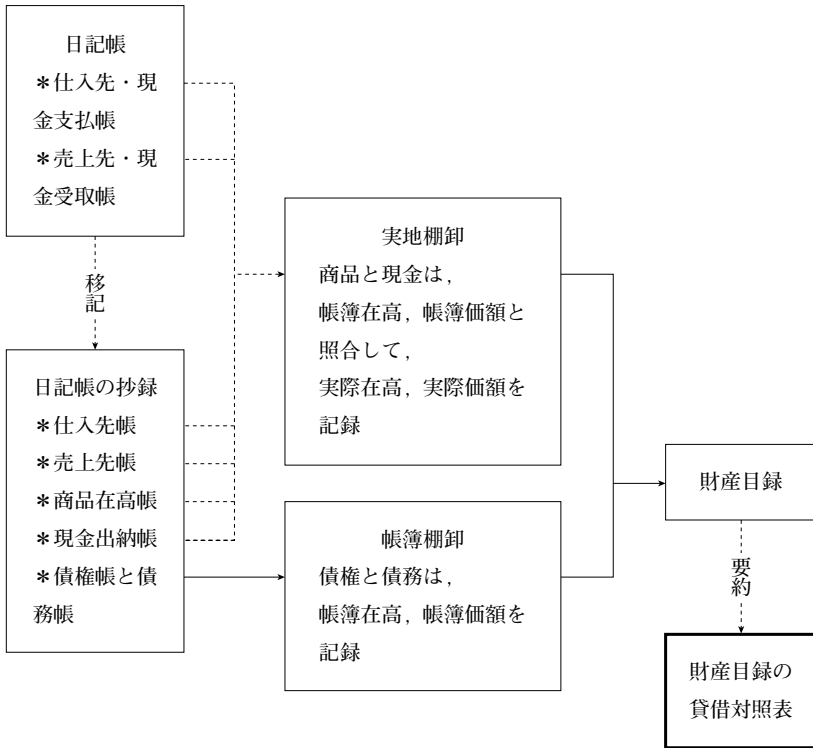


図 3

もちろん、複式簿記の帳簿が締切られて、「残高勘定」に振替えられるようなことはない。「帳簿締切前」の実地棚卸によって整理、修正されるようなこともない。「単式簿記」の帳簿に関わるとしたら、直接に関わるだけではなく、「帳簿締切後」の実地棚卸ということでは、間接に関わることによってしか、財産目録が作成されることはないのである。したがって、「複式簿記」の帳簿が締切られるために開設される残高勘定が「複式簿記の貸借対照表」であるとしたら、このような財産目録を要約して作成される財産目録の貸借対照表が「単式簿記の貸借対照表」であるのではなかろうか。

なお、Savaryの例示する「財産目録」、さらに、「財産目録の貸借対照表」を

原文と共に表示することにする<sup>52) 53)</sup>。図4および図5を参照。

### 財産目録

神の名において  
 商品、現金、債権のような、組合員、誰それの  
 すべての資産および負債の財産目録 何年何日に作成

---

**J M N A H M E N G D E S S.**  
**Inventarium aller Effecten/so wohl an Waaren/  
 Geld in der Cassa/als activ-und passiv-Schulden/von  
 uns N. N. und N. N. den und den Tag und Jahr  
 aufgerichtet.**

#### 金糸と銀糸の多種の錦織

番号	1. 錦織, 金糸と銀糸	19.10エレ	} 35エレ, 単価30. fr.	1057. fr. 10.
	2. 同上	15.15エレ		
	3. 同上, 銀糸	20エレ, 単価25. fr.,		500. fr.
	4. 同上, 銀地	15.10エレ	} 38 $\frac{1}{6}$ エレ, 単価12. fr.	338. fr.
	5. 同上, 青銀糸	12.13.4エレ		
	6. 波紋織, 緑地に金糸	14.10エレ	} 27 $\frac{3}{4}$ エレ, 単価10. fr.	277. fr. 10
	7. 同上, 黒地に金糸	13.5エレ		
	8. 天鷲絨, 金緑地に紫糸	21エレ	} 36エレ, 単価24. fr.	880. fr.
	9. 同上, 金緑地に青糸	15.13.4エレ		

#### 黒地と多様に染色された天鷲絨

	10. 黒地の天鷲絨, 3毛	19.10エレ	} 33 $\frac{1}{4}$ エレ, 単価19. fr.	631. fr. 15.
	11. 同上	13.15エレ		
			次頁繰越	3683. fr. 15.

\* 1. と 2. の合計は, 35  $\frac{1}{4}$  エレの誤植。

\* 4. と 5. の合計は, 28  $\frac{1}{6}$  エレの誤植。

\* 8. と 9. の合計は, 36  $\frac{2}{3}$  エレの誤植。

\* 次頁繰越は, 3684. fr. 15. の誤植。

52) Savary, Jacques; a. a. O., S. 371 ff.

53) Savary, Jacques; a. a. O., S. 384 f.

**Brocard Gold und Silber Stück von  
allerley Gattung.**

No.		
1 Brocard von Gold Silber	Ell. 19. 10. }	
2 dito	Ell. 15. 15. }	35. Ell.
	-----	à 30. fr. 1057. fr. 10.
3 dito Silber	Ell. 20. }	à 25. fr. 500. frl.
4 dito Silberzeug	Ell. 15. 10. }	38. und. 1.
5 dito Silberblau	Ell. 12. 13. 4. }	sech8. Ell.
	-----	à 12. fr. 338. frl.
6 Noere Gold in grün	Ell. 14. 10. }	
7 dito Gold in schwarz	Ell. 13. 5. }	27. 3. viert. Ell.
	-----	à 10. fr. 277. fr. 10.
8 Samet Violbraun mit güldē grund	Ell. 21. }	
9 dito blau mit gülden grund	Ell. 15. 13. 4. }	36. Ell.
	-----	à 24. fr. 880. fr.
<b>Schwarzen und allerhand Farben glatt Samet.</b>		
10 schwarzen Samet drey Haar	Ell. 19. 10. }	
11 dito	Ell. 13. 15. }	33. 1. viert.
	-----	à 19. fr. 631. 15.
pr. Suhrtrag hieneben 3683. 15.		
	Ha ij	pr. Die

前頁繰越

3683. fr. 15.

12. 天鷲絨, 2毛	15. 13. 4 エレ	} 30 $\frac{1}{2}$ エレ, 単価 fr. 17.	518. fr. 10.
13. 同上	10. 6. 8 エレ		
14. 同上, 4 梱	4. 10 エレ		

\* 前頁繰越は, 3684. fr. 15. の誤植。

pr. Die Summa hieneben her tragen	3683 fr. 15.
12 Sammet 2. Haar	Ell. 15. 13. 4. }
13 dito	Ell. 10. 6. 8. }
14 in 4. Stück	Ell. 4. 10. }
	-----
	à 17. fr. 518. 10. fr.



		前頁繰越	25504. fr.3.7.
黒地の木綿織および染色された木綿織			
239.幅広の木綿織, 黒地	1梱	} 2梱, 単価 fr. 20.	40. fr.
240.同上	1梱		
241.同上, 幅広の緑	10梱	} 42 $\frac{3}{4}$ 梱, 単価 fr. 20.	42. fr.15
242.同上, 黄地	14.15梱		
243.同上, 白地	9.10梱		
244.同上, 4片	8.10梱		
すべての商品の合計			25586. fr.18.7.

債権：確実な債権，疑わしい債権および不良な債権

確実な債権

Jacob。	300. fr.	} 5721. fr. 3.6.
Peter。	4240. fr. 15.4.	
Wilhelm。	539. fr. 14.8.	
Frantz。	640. fr. 13.6.	

疑わしい債権

Paul。	700. fr.	} 1277. fr.
Dorlat。	340. fr.	
Troquet。	237. fr.	

不良な債権

Cristoph。	740. fr.	} 2410. fr. 10.
Turin。	930. fr. 10.	
Thomas。	510. fr.	
Nicolaus。	100. fr.	
Janot。	130. fr.	

多種の現金

		540. fr. 10
商品，債権および金庫の中にある現金の合計		35434. fr. 2.1.

\* 商品，債権および金庫の中にある現金の合計が35434. fr. 2.1.になるためには，すべての商品の合計は，25484. fr. 18.7.の誤植。したがって，前頁繰越は，25402. fr. 3.7.の誤植。

pr. Die Summa auff der andern Seite hiehet. 25504.3.7.

**Baumwollen Tuch schwarz und  
Farben.**

239 Breiten Baumw. schwarzen Zeug	St. I. } 2. St.
240 dito	St. I. } à 20. fl. 40. fr.
241 dito grün ein Ell. breit Ell	10.
242 dito gelb	14. 15. }
243 dito weiß	9. 10. } 42. 3. viert.
244 dito in 6. Kisten	8. 10. } à 20. fl. 42. f. 15.

Summa Summarum aller Wahren 25586.18.7.

**Debitores so wohl gewisse/ zweifelhaftte  
als böse.**

**Gewisse.**

Jacob	300. fl.	
Peter	4240. 15. 4. }	
Wilhelm	539. 14. 8. }	
Frantz	640. 13. 6. }	5721. fl. 3. 8.

**Zweifelhaftte.**

Paul	700. }	
Dorsat	340. }	
Troquet	237. }	1277.

**Böse.**

Christoph	740. }	
Lurin	930. 10. }	
Thomas	510. }	
Nicolaus	100. }	
Janot	130 }	2410. 10.

In Cassa an unterschiedlichen Sorten. 540. 10

Summa der Wahren/ Schulden und  
Geld in der Cassa

35434. 2. I.

債務	
預り金	
1500.fr.は、1672年3月2日付の勅令によって、 Peterから供託。	1500. fr.
債券および証書	
Frantzen, 何日付の債券。	2000. fr.
Jacob, 何日付の証書。	1400. fr.
Pauln, 何日付の証書。	1200. fr.
	<hr/>
	4600. fr.
仕入先帳に記録される卸売商および製造業	
Wilhelm。	940. fr. 6.
Nicolao。	1230. fr. 10.
Francisco。	1420. fr. 5.
	<hr/>
	3591. fr. 1.
奉公人および家政婦	
Thomas, 何日までの未払給金。	200. fr.
Fleur, 私の従僕。	60. fr.
Toinette, 私の侍女。	72. fr.
	<hr/>
	332. fr.
負債の合計	<hr/>
	10023. fr. 1

**Creditoren.**

1500. f. sind laut des Edicts von  
2. Marc. 1672. durch Petern mir  
hinterlegt worden 1500. fr.

**Laut Obligationen und Handschriften.**

Franken laut Obligation den und den Tag.	2000. fr.	}
Jacob laut Handschrift von dem und dem Tag.	1400. fr.	}
Pauln vor sein Handschrift und dem Tag.	1200. fr.	}
	4600. fr.	

**Grossierern und Handwerksleuten laut  
Einkaufsbuch.**

Wilhelm	940. 6.	}
Nicolao	1230. 10.	}
Francisco	1420. 5.	}
	3591. 1.	

**Diener und Hausgefinde.**

Thomas vor dem Rest seiner Besoldung bis an dem Tag.	200. fr.	}
Fleur mein Lacquais	60. fr.	}
Toinette meine Magd	72. fr.	}
	332.	

**Summa aller Creditoren 10023. 1.**

## 財産目録の貸借対照表

借方	財産目録の貸借対照表	貸方
現在の財産目録に合計して収録される商品、私または（組合事業の場合には）われわれに支払い負う債権および金庫の中にある現金	35434. fr. 2.1.	現在の財産目録において私（またはわれわれ）が支払いを負う債務 10023. fr. 1. 私の資本金または何日かのわれわれの定款に基づく資本金 20000. fr. 5411. fr. 1.1.は、 現在の財産目録の残余。 これは、1672年9月1日から1673年9月1日までに、神が私またはわれわれに与え賜うた利益である。 5411. fr. 1.1. <hr/> 35434. fr. 2.1.
<b>動 産</b>		
銀器、10マルク		
単価28M.	280. fr.	}
家具、見積価額	4200. fr.	
	4480. fr.	
<b>不動産</b>		
しかじかの場所の家屋、1戸		
見積価額	15000. fr.	
私の全資産の合計	<hr/> 54914. fr. 2.1.	
現在の財産目録における負債を控除	<hr/> 10023. fr. 1.	
残存するのは、私の財産	44891. fr. 2.	

私またはわれわれによって略署名される、しかじかの丁数に記録する現在の財産目録は、私またはわれわれによって作成して完成される。パリ。1673年9月1日。Peter。組合事業の場合には、さらに、Jacobi。

\*私の財産は、44891. fr. 1.1.の誤植。



**Coll**                      **Billans**                      **des**  
 Vor Dahren/ Actio-Schulden mir oder uns  
 (wann Gemeinder) schuldig / und Geld in  
 Cassa/ zusammen im gegenwärtigen Inven-  
 tario begriffen /                      35434. fl. 2. 1.

**Coll**                      **Billans**                      **des**  
 Vor die Creditoren/ welche ich (oder wir ) in gegen-  
 wärtigem Inventario schuldig                      10023. fl. 1.  
 vor mein Capital/ oder unser Capital/ nach Inhalt  
 unsers Inventaris von dem und dem Zug.                      20000. fl.  
 5411. 1. 100. Solbo gegenwärtiges Inventari/  
 welches ist der Gewinn/ den Gott mir oder uns von  
 dem 1. Sept. 1672. bis dem 1. Sept. 1673. befristet hat. 5411. fl. 1. 100.  
 35434. 2. 1.

**Coll**                      **Billans**                      **des**  
 Vor Dahren/ Actio-Schulden mir oder uns  
 (wann Gemeinder) schuldig / und Geld in  
 Cassa/ zusammen im gegenwärtigen Inven-  
 tario begriffen /                      35434. fl. 2. 1.

**Coll**                      **Billans**                      **des**  
 Vor die Creditoren/ welche ich (oder wir ) in gegen-  
 wärtigem Inventario schuldig                      10023. fl. 1.  
 vor mein Capital/ oder unser Capital/ nach Inhalt  
 unsers Inventaris von dem und dem Zug.                      20000. fl.  
 5411. 1. 100. Solbo gegenwärtiges Inventari/  
 welches ist der Gewinn/ den Gott mir oder uns von  
 dem 1. Sept. 1672. bis dem 1. Sept. 1673. befristet hat. 5411. fl. 1. 100.  
 35434. 2. 1.

**Unbetvegliche**

Ein Hauff an dem und dem  
 Ort/ geschätzt/                      15000. fl.

Summa meiner Effecten  
 Von welcher die Creditoren  
 in gegenwärtigem Inventario  
 abgezogen worden/ nemlich                      10023. fl. 1.

bleibt an meinem Vermögen/                      44891. fl. 2.

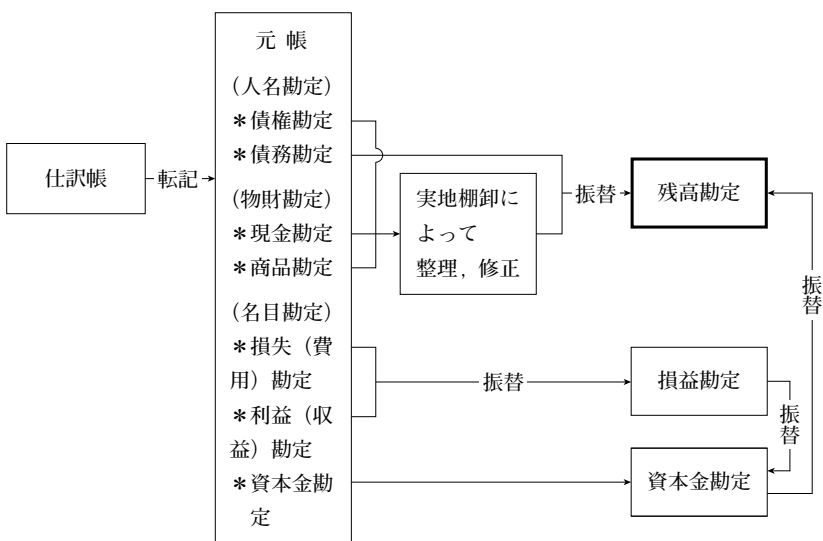
Gegenwärtiges Inventarium von so und  
 Peter/ wann eine Gemeinshaft

**Coll**                      **Billans**                      **des**  
 Vor die Creditoren/ welche ich (oder wir ) in gegen-  
 wärtigem Inventario schuldig                      10023. fl. 1.  
 vor mein Capital/ oder unser Capital/ nach Inhalt  
 unsers Inventaris von dem und dem Zug.                      20000. fl.  
 5411. 1. 100. Solbo gegenwärtiges Inventari/  
 welches ist der Gewinn/ den Gott mir oder uns von  
 dem 1. Sept. 1672. bis dem 1. Sept. 1673. befristet hat. 5411. fl. 1. 100.  
 35434. 2. 1.

so viel Härtter von mir oder uns befristet/ ist von mir ( oder  
 uns) gestellt und beschloffen worden. Paris 1. Sept. 1673. 1  
 Jacobi

☉                      ☉

最後に、「複式簿記」の帳簿とは、どのように関わったかとなると、複式簿記の帳簿が締切られて、「残高勘定」に振替えられるので、まさに直接に関わることになる。「帳簿棚卸」によって記録される帳簿在り高、帳簿価額は、残高勘定に振替えられるまでに、「実地棚卸」によって評量、評価しておかねばならないからである。実際在り高、実際価額に整理、修正しておかねばならないのである。したがって、「帳簿締切前」の実地棚卸によって整理、修正しておかねばならない。



\*債権も、債務も、「帳簿棚卸」によって評量することにはなるのだが、債権を評価しては、「貸倒見込損」だけ減価して記録されることもあるので、債権は、現金および商品と同様に、実地棚卸によって整理、修正。